

倉敷男声合唱団規約

(名称) 第1条 本団の名称は『倉敷男声合唱団』とする。

(目的) 第2条 本団は、男声合唱を通じてより高い音楽芸術を追求することにより、その過程および結果から得られる喜びを、団内外の人々と分かち合うことを目的とする。

(構成と資格) 第3条 本団は団員および指導者で構成する。

2) 団員は本団の目的を理解し、活動できる男性とする。

3) 指導者は、指揮、伴奏、発声法等を通じて、継続的に団員を指導する人をいう。

(団員の義務) 第4条 団員は次のことを誠実に実行しなければならない。

1. 団活動への積極的な参加
2. 合唱技術向上の努力
3. 団費の納入

(役員) 第5条 本団に次の役員をおく。役員は兼任することができる。

1. 代表 1名: 団を代表すると共に、役員を統括し団全体の運営にあたる。
2. 副代表 必要により1名: 代表を補佐する。代表が任務を遂行できないとき、代表の任務を代行する。
3. 幹事長 1名: パート幹事を統括し、団の日常の運営にあたるとともに、代表、副代表が任務を遂行できないとき、その任務を代行する。
4. パート幹事 各パートに若干名: 団運営の実務を分担して担当する。幹事長が任務を遂行できないとき、その任務を代行する。
5. 渉外 若干名: 対外窓口、折衝を努める。
6. 会計 若干名: 団の会計を司る。
7. パートリーダー 各パートに若干名: パート内団員の技術的進捗を把握し、指導者、副指揮者と共にその促進を図る。

(役員を選任) 第6条 代表は団員の中から、選挙により選出する。任期は4月1日から翌々年3月末までの2年間とし、重任を妨げない。

2) 代表の選挙は、任期開始の2ヶ月以上前に、幹事長の管理のもとに行う。選挙の場は、事前に通知された練習またはそれに類する場とし、その場の出席者以外に、選挙の日以前に手続きを取った団員も、“不在者投票”ができるものとする。

3) 代表以外の役員は、次項に規定するものを除き、団員の中から代表が選任する。

4) 副指揮者、パートリーダーは、指導者の推薦を得て、代表が委嘱する。

5) 代表以外の役員の任期は、代表の任期に準ずるものとする。

6) 代表以外の役員は、新たな2年の任期の初めに当っては総会において、第7条に規定する補充、変更の場合は役員会および通常練習の場において、代表が報告し、全団構成員に知らせなければならない。

(役員補充、変更) 第7条 役員は、第6条に規定した選任の方法に準じて補充または変更できるものとする。ただし、新たに選任された役員の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

2) 代表が欠員になった場合であって、残りの任期が半年未満のときは副代表または幹事長が、代表の任務を代行することができる。

3) 代表は自らの意志によるほかは、総会の決議によらなければその任を解かれぬ。

(総会) 第8条 全団員によって総会を構成する。総会は本団の最高決定機関とする。

2) 代表は毎年の年度初め、および団員の5分の1以上が開催を要請したとき、総会を開催しなければならない。

3) 次の事項は総会にはからなければならない。

1. 団の年間活動方針、活動計画ならびに活動結果の総括に関する事項
2. 団費の額および団会計の予算、決算に関する事項
3. 新たな2年の任期初めにおける代表を除く役員の確認
4. 規約の改正および代表の罷免

5. その他 全団員に継続的に、相当の影響をおよぼす事項

- 4) 代表は総会の開催日時、場所および議題を、開催に先だって団員に示さなければならない。
- 5) 総会は休団者を除く、全団員の2分の1以上の出席によって成立し、出席団員の過半数によって議事を決するものとする。ただし、委任の意志を明確にして欠席された団員も、出席者および決議の数に加えるものとする。
- 6) 指導者は総会に出席し、意見を述べるができる。総会の決定には指導者の意見が尊重されなければならない。
- 7) 総会の議長は、議事に先だって、その都度選出するものとする。議長選出までの運営は代表が執り行う。

(役員会) 第9条 全役員および指導者によって役員会を構成する。役員会は、団運営に関する具体的な事項を討議決定するものとする。

- 2) 役員会は2ヶ月に1回以上代表が召集する。
- 3) 年度初めに当っては、総会に先立って、第8条第3項の第1号まいし第3号に関する議題を、役員会で審議しなければならない。
- 4) 役員会は公開とし、役員以外の団員も討議に加わることができる。
- 5) 役員会の決議は、役員会構成員の過半数によってなされるものとする。
- 6) 役員会は特に決定数を定めないものとし、持ち回りの審議も有効とする。ただし、会議開催前当日から1週間を経過して結論が出ない議題は廃案とする。

(代表の権限と義務) 第10条 総会での決議および役員会での決定を含み、決定あるいは解釈が困難な事項の最終裁断権は、代表がこれを有するものとする。

- 2) 代表は常に次に文書の最新のもの管理し、団構成員から要請のあったときはこれらを提示しなければならない。
 1. 規約
 2. 総会および役員会の開催通知ならびに議事録
 3. 役員名簿
 4. 本条第1項の規定に基づいて代表の裁断した事項の記録
 5. 年間活動計画

(会計) 第11条 団運営に必要な収入支出の年間予算および決算については、総会およびこれに先立つ役員会で報告し承認を受けなければならない。

- 2) 会計を担当する役員は、慣例および別に定める会計細則に基づいて会計業務を行うものとする。
- 3) 団費は一人月額2000円とする。

(臨時組織) 第12条 代表は、役員会の承認を得て、定期演奏会を含む特定の活動を目的とした実行組織あるいは予算を編成し、運用させることができる。

(入退団) 第13条 幹事長は団員名簿を作成して、入退団者を管理するものとする。

- 2) 入団希望者には、規約および年間活動計画を示したうえで、入団の意志を確認しなければならない。
- 3) 団員は幹事長への届出によって、退団することができる。
- 4) 1年間以上にわたって連絡が取れない団員は、退団として扱う。

(休団) 第14条 団員は休団の期間を明瞭にし、その期間の通信費を納入したうえで幹事長に届出ることにより、休団することができる。

- 2) 休団中の団員は、第4条に規定する団員の義務を免れることができる。
- 3) 休団中の団員へは、原則として、行事予定のみを連絡する。

付則

1. この規約は1992年5月10日より施行する。
2. この規約は1992年5月25日より、5月9日の総会での修正事項を織り込んで改正施行する。
3. 本団の事務局は代表宅に置く。